



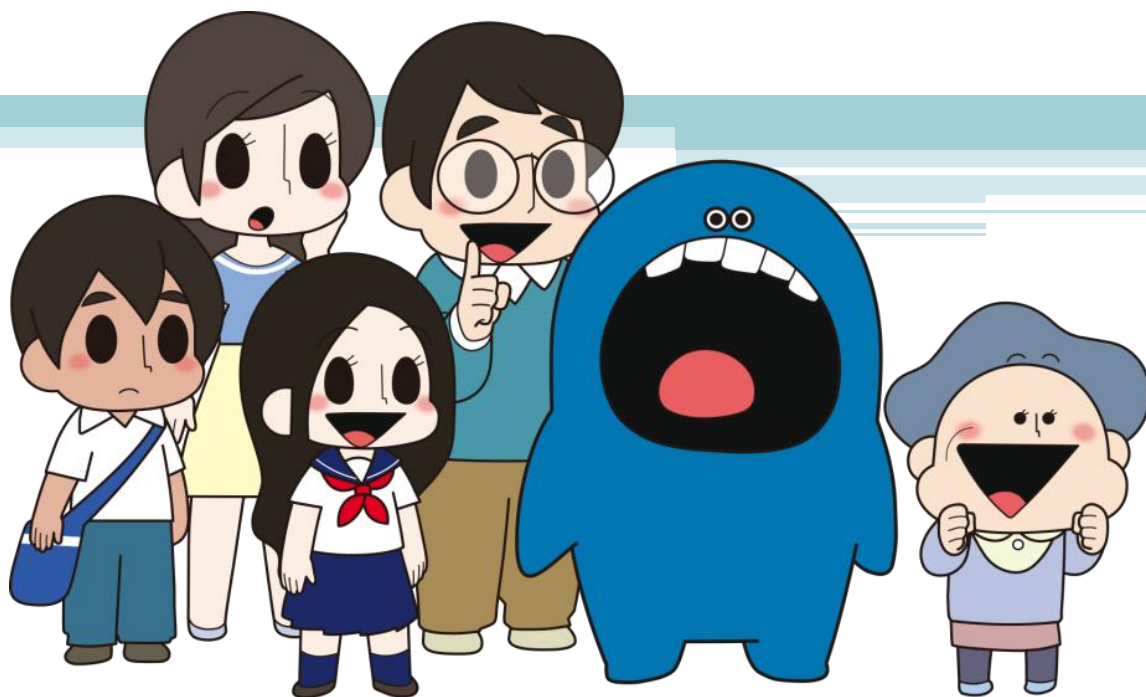
神奈川県

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

KANAGAWA



高齢者向け住まい・ 施設のご案内



平成30年 4月

主な高齢者向け住まい・施設の分類



◆高齢者向け住まい・施設（要介護（要支援）高齢者以外でも入所可能）

	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅
性格	環境的、経済的に困窮した高齢者の施設	低所得高齢者のための住居	高齢者のための住居	
主な設置主体	地方自治体 社会福祉法人	地方自治体 社会福祉法人 知事認可を受けた法人	制限なし（営利法人中心）	
対象者	65歳以上の者であって、環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者（※）	身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安であると認められる者であって、 家族による援助を受けることが困難な60歳以上の者	高齢者（ホームごとに入居条件が異なる）	次のいずれかに該当する 単身・夫婦世帯 ・60歳以上の者 ・要介護/要支援認定を受けている60歳未満の者
介護保険サービスの提供	特定施設入居者生活介護（事業所自ら提供） または 外部サービス（訪問介護、通所介護等）を利用			

※養護老人ホームは市町村による措置施設であり、本人の選択による入所はできません。
※要介護（要支援）高齢者とは、介護保険法の要介護（要支援）認定を受けた高齢者です。

◆介護保険施設等（要介護（要支援）高齢者のための施設・住居）

	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設	認知症高齢者グループホーム
性格	要介護高齢者のための生活施設	要介護高齢者にリハビリ等を提供し在宅復帰を目指す施設	医療が必要な要介護高齢者の長期療養・生活施設	医療が必要な要介護高齢者の長期療養施設	認知症高齢者のための共同生活住居
主な設置主体	地方自治体 社会福祉法人	社会福祉法人 医療法人	社会福祉法人 医療法人	医療法人	制限なし（営利法人中心）
対象者	要介護高齢者（原則として要介護3以上）	要介護高齢者	要介護高齢者	要介護高齢者	要介護・要支援高齢者であって認知症である者（急性を除く）

※介護療養型医療施設は、平成36年3月31日で制度が廃止される予定です。

◆居室等面積と居住費

(個別サービス費用を除いた居室利用料、光熱水費等)の傾向



	種 別	居室等面積基準
高齢者向け住まい	養護老人ホーム	1人当たり10.65㎡以上 原則個室
	軽費老人ホーム	1人当たり21.6㎡以上 原則個室
	有料老人ホーム	1人当たり13㎡以上 個室(親族同居用の2人部屋もあり)
	サービス付き 高齢者向け住宅	1人当たり18㎡以上 個室(親族同居用の2人部屋もあり)
介護保険施設等	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	【従来型居室】 1人当たり10.65㎡以上・4人部屋 【ユニット型居室】 1人当たり10.65㎡以上・原則個室
	介護老人保健施設	【従来型療養室】 1人当たり8㎡以上・4人部屋 【ユニット型療養室】 1人当たり10.65㎡以上・原則個室
	介護医療院	【療養室】※経過措置あり 1人当たり8.0㎡以上・4人部屋 【ユニット型療養室】 1人当たり10.65㎡以上・原則個室
	介護療養型医療施設 (平成35年度末廃止予定)	【従来型病室】 1人当たり6.4㎡以上・4人部屋 【ユニット型病室】 1人当たり10.65㎡以上・原則個室
	認知症高齢者 グループホーム	1人当たり7.43㎡以上 原則個室

◆高齢者向け住まい・施設の特徴



☆高齢者向け住まい・施設

種 別		特徴（主な提供サービスの内容等）
養護老人ホーム		<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事提供等日常生活に必要なサービス ・ 介護保険サービス（特定施設入居者生活介護）
軽費老人ホーム	A型	・ 食事提供、健康管理、生活上の助言
	B型	・ 生活上の助言
	ケアハウス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事提供、生活上の助言 ・ 介護保険サービス（特定施設入居者生活介護）
有料老人ホーム		<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事提供、家事（洗濯・掃除等）、健康管理 ・ 介護保険サービス（特定施設入居者生活介護等）
サービス付き 高齢者向け住宅		<ul style="list-style-type: none"> ・ 安否確認、生活相談（必須サービス）・ 食事提供 ・ 介護保険サービス（特定施設入居者生活介護等）

☆介護保険施設等

種 別	特徴（主な提供サービスの内容等）
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。
介護老人保健施設	心身の機能の維持・回復を図り、居宅での生活を営むための支援を必要とする要介護者に対し、看護・医学的な介護やリハビリ、その他必要な医療や日常生活上の世話を行います。
介護医療院	長期的な医療と介護が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行います。
介護療養型医療施設 （H35年度末廃止予定）	病院・診療所の病床の一部であり、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行います。
認知症高齢者 グループホーム	入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練を行います。

◆住まい・施設への月々の支払いのイメージ

☆高齢者向け住まい・施設の例

居住費
(居室等
利用料、高
熱水費等)

+

食 事

+

その他サー
ビス費用
(見守り、健
康管理、買い
物代行・付き
添い、掃除・
洗濯等)

+

介護保険
サービス
自己負担
(1割~3
割)



☆介護保険施設等の例

居住費
(居室等
利用料、高
熱水費等)

+

食 事

+

介護保険
サービス
自己負担分
(1割~3
割)



<補足給付について>

介護保険4施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設（※H35年度末廃止予定））において、**一定の所得未満の入居者は**
居住費・食費 負担に**限度額**が設定され、
限度額を超える分は、保険者である各市町村が負担します。
(認知症高齢者グループホームには補足給付はありません)

※補足給付の対象となるかどうかは、保険者となる市町村にご確認ください



◆特定施設入居者生活介護について

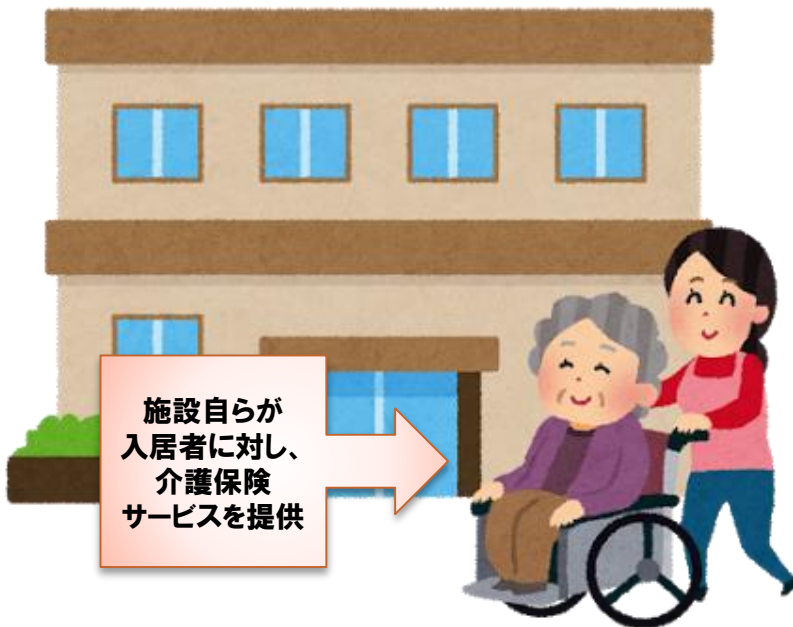
特定施設入居者生活介護とは、介護保険法に基づく指定を受けた施設に入居している要介護者を対象として行われる介護保険サービス（日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話）のことです。

特定施設入居者生活介護の対象施設

『①有料老人ホーム、②軽費老人ホーム（ケアハウス）、③養護老人ホーム
④サービス付き高齢者向け住宅』

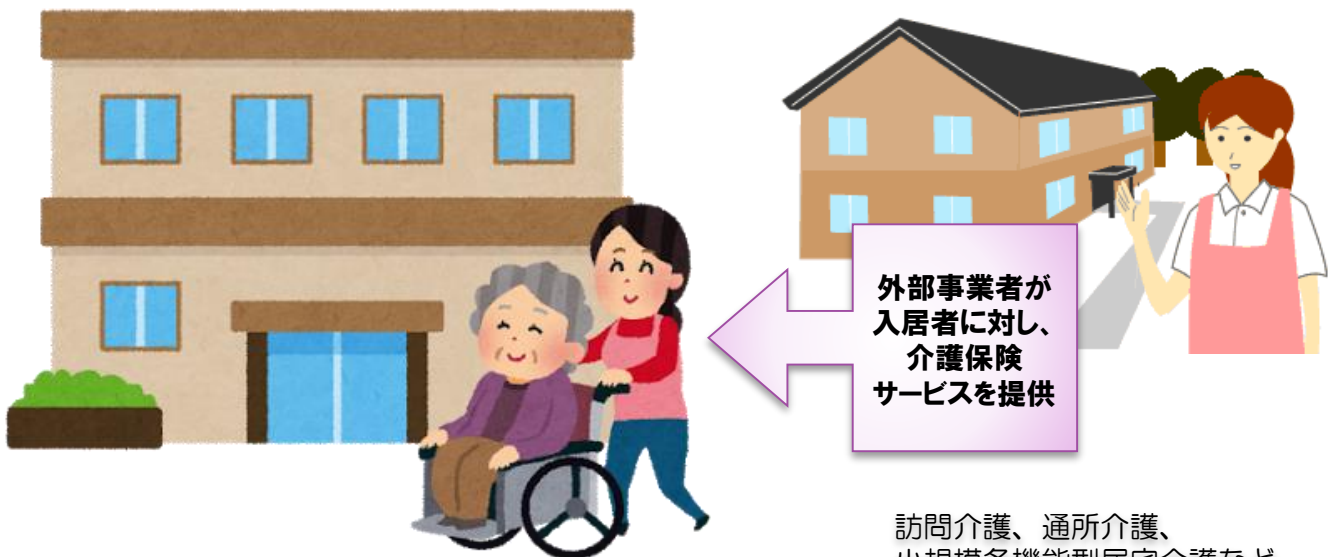


特定施設入居者生活介護の場合（介護付有料老人ホームなど）



施設自らが
入居者に対し、
介護保険
サービスを提供

特定施設入居者生活介護以外の場合（住宅型有料老人ホームなど）

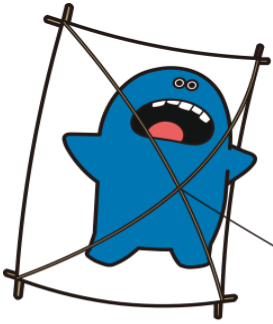


外部事業者が
入居者に対し、
介護保険
サービスを提供

訪問介護、通所介護、
小規模多機能型居宅介護など

◆高齢者向け住まい・施設を選ぶ際のポイント

高齢者向け住まい・施設に入居する際には、多額の費用が発生したり、現在のお住まいを処分して入居する場合もあるため、ご自身の状況に合った適切な住まい・施設を慎重に選ぶ必要があります。



1. 将来の生活設計と資金計画を立てましょう

2. 情報を収集し、相談機関を利用しましょう

3. 実際に目で見て体験しましょう

4. 内容をよく理解した上で契約しましょう



1 現在の生活や健康状態、将来生活像などをふまえて、ふさわしい住まい・施設を選びましょう。なお、施設に入居すると将来にわたって費用の支払いが必要になります。また要支援・介護状態になった場合には介護保険の利用料も必要となりますので、そのことも見込んだ、長期の生活設計・資金計画を立てましょう。

3 住まい・施設に足を運んで、見学していただくことが大切です。また、介護保険施設等では短期入所サービスを提供していたり、有料老人ホームなどでは体験入居を実施していたりします。実際にサービスを体験すると、その住まい・施設のことがよくわかります。

2 県などの公的機関では、ホームページなどで施設の一覧や重要事項説明書などの情報を提供しています。また、各住まい・施設ではホームページやパンフレットなどで情報提供しています。「地域包括支援センター」には、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が配置され、介護保険などに関する総合相談を実施していますので、お近くのセンターを利用しましょう。

4 契約書、重要事項説明書、運営規程の内容をしっかりと確認し、不明な点を残さないようしっかりと説明を受けた上で、契約しましょう。



◆高齢者向け住まい・施設に関するホームページでの情報提供

区 分		内容（ホームページアドレス）
神奈川県	高齢者の方のための施設のご案内	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設（※H35年度末廃止予定）、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、養護老人ホーム、地域包括支援センターの一覧等の案内 (http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6982/p23137.html)
公益社団法人 かながわ 福祉サービス 振興会	介護情報サービスかながわ	検索システムにより、サービス種別・事業所所在地などの検索条件を設定し、介護保険施設などの介護保険事業所の検索が可能 (http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/)
一般社団法人 すまいづくり まちづくり センター連合会	サービス付き 高齢者向け住 宅情報提供シ ステム	検索システムにより、家賃概算、専用面積、提供サービス、住宅所在地などの検索条件を設定し、サービス付き高齢者向け住宅の検索が可能 (http://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php)

【問合せ先】 045-210-1111（代表）

◆特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（A型、ケアハウス）、養護老人ホームについて

⇒高齢福祉課福祉施設グループ 内線4851～4854

◆介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅（住宅の運営面）について

⇒高齢福祉課保健・居住施設グループ 内線4856～4859

◆サービス付き高齢者向け住宅（住宅の構造・設備面）について

⇒住宅計画課民間住宅グループ 内線6565

※ 認知症高齢者グループホームは市町村で所管していますので、所在地の市町村にお問合せください